

会計制度研究会(第2回)

予定価格の上限拘束性について

平成30年10月29日

財務省主計局法規課

論 点

1 予定価格を適切に設定するためには如何にすべきか。

2 上限拘束性を持つ課題へは如何に対応することが適切か。(予算管理機能との整合性の観点からの検証を含む。)

論点1 予定価格の設定について①

予定価格

契約担当官等が競争を行うに当たって、事前に予定した競争に係る見積価格をいう。支出原因契約においては、その最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もある。

関係条文

○会計法(昭和22年法律第35号)

第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。(但書略)

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

(予定価格の決定方法)

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

現状

予決令第80条第2項により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。

論点1 予定価格の設定について②

意見①

予定価格の決定に先立つ市場調査が不足していると考えられることから、これを義務付けるのはどうか。

意見②

基本的には市場調査がきちんとなされていれば問題ないが、マーケットのほうの情報を持っていて、発注者との情報の非対称性があるような場合には、例えば技術提案を募って、実際に履行可能な事業者の参考見積りと従前の市場調査の価格を考慮しながら予定価格を決めるというような流れのほうが自然ではないか。

意見③

予定価格の作り方に関して、単純に平均をとるなど、タイミングも作り方もバラバラであることが問題と思われる。例えば、EUでは品目ごとに専門家がいて、マーケット調査等を行い、その結果を各省に情報共有し、品目ごとの共同調達に色々な機関が参加する仕組みになっている。(調達の発注者ごとに市場調査を行う非効率性や難しさを考慮し、共通的な専門家を作っている。)

論点2 予定価格の上限拘束性について①

予定価格の上限拘束性

競争入札において、契約の相手方を決定するにあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者でなければならない(会計法第29条の6)。

関係条文

○会計法(昭和22年法律第35号)

第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。(但書略)

現状

- 予算の範囲内で支出が行われるように統制を図るためには、予め定められた予定価格の範囲内で契約を締結することが、必要不可欠である。
- 随意契約などにおいて、契約価格が高騰するおそれを回避するためには、価格を評価する基準(上限)としての予定価格が必要である。

論点2 予定価格の上限拘束性について②

意見①

予定価格の上限を撤廃する影響は大きく、撤廃は事実上困難と思われる。

意見②

予定価格の上限を外すこと自体は一定の合理性があると思われるが、上限拘束性を外したときに何が失われるのか、あるいは、そのようなデメリットを解消するために、どのような制度上の工夫が必要なのかということ、セットで考えるべきなのではないか。

意見③

例外的に、予定価格を考慮しなくてよい、交渉の余地のある範囲を作るというのも一案か。

意見④

適正価格を「実務上の上限」とし、これとは別に更に上位の「法的な上限」を設けるというダブルスタンダードとするのも一案ではないか。ただし、実務上の上限を超えて契約する場合、調達官の説明責任をどのように果たしていくのかが課題。

参考 予定価格の意義について

会計法規通論（昭和11年 武藤栄治郎 著 宝文館） 517頁

（予定価格の必要なる理由）

予定価格を必要とする理由は公告は申込にして申込者には豫め如何なる價格以上又は以下ならば契約すべしとの定見あるを要するが故なり若し之を定めずして入札を行はむか公告は申込たるの要件を缺き入札者が互に相聯合し不當なる價格を以て競落したる場合の如き之が救済の方法無く入札者の欲するが儘に價格を決定せざるべからざる等の不利益あるが故に申込者即ち政府の意思を豫め決定し置くを要するなり

会計法精解（平成27年 青木孝徳 著 大蔵財務協会） 470頁

予定価格作成の意義は、支出原因契約と収入原因契約によって若干差があるが、支出原因契約において特にその意義が強い。すなわち、支出原因契約は、歳出予算、国庫債務負担行為等の負担権限に基づかなければならないことから、その限度内において契約をするための、いわば最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な價格を積算し、これにより入札價格を評価する基準としての意味もある。一方、収入原因契約における予定價格は、支出原因契約におけるような予算上の拘束を受けることはないが、国の財産を売り払い、又は貸し付ける等の契約であるから、その対価が最も適正に歳入の増加をもたらすこととなる契約金額でなくてはならず、予定價格の積算が低きに失するようなことは許されない。

参考 諸外国における予定価格について

	日本	アメリカ	EU (イギリス)	EU (フランス)	EU (ドイツ)
予定価格の有無とその決定方法	あり。 市場価格などから決定。	あり。 市場価格などから決定するが、柔軟性を持った価格。			
上限拘束性の有無	上限拘束性あり。	上限拘束性なし。 ただし、予定価格内での落札が基本となっている。これを超える場合には担当官に説明責任が発生する。	上限拘束性なし。 ただし、予定価格内での落札が基本となっている。	上限拘束性なし。 (2001年廃止※) ただし、基本的には市場価格を調査した上で予定価格を組んでいるため、予定価格をオーバーするようなことはほとんどない。	上限拘束性なし。 ただし、不当に高い価格の入札者を落札者としてはならない。
上限拘束性がない場合における予算との調整方法	—	他の枠(プログラム単位)からの流用が可能。	他の枠からの流用可能。	他の枠や予備費を利用。政策的に有用であれば利用に問題なし。	予算管理している上位枠から使用を依頼する(部署ごとに割り当てられた予算の相互融通が可能)。

※ 予定価格の上限拘束性の制約があると、調達職員による調達の内容や質についての検討が十分になされなくなることから、調達の質の向上と職員の資質向上、人材育成のため、予定価格が廃止された。